

2017年5月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西1丁目33-9

日本キリスト改革派教会  
大会 宣教と社会問題に関する委員会  
委員長 弓矢健児

## 組織的犯罪処罰法改正案（共謀罪法案）に反対する声明

私たちはキリスト者としての信仰の良心に基づき、安倍内閣が3月21日、「テロ等組織的犯罪準備罪」（共謀罪）の新設を内容とする「組織的犯罪処罰法改正案」（以下「共謀罪法案」という）を閣議決定し、国会に上程したことに對して、以下の理由で反対し、同法案の廃案を求めます。

### 1. 共謀罪法案は「内心の自由」への侵害です。

共謀罪法案はテロとは無関係な277もの犯罪を対象とし、その実行前の「合意」や「準備行為」の段階での処罰を可能とするものです。しかし、犯罪が実行されていない段階で、合意があったか、なかったかという判断をするのは容易ではなく、個人の内心の問題に対する捜査機関の主観的判断に傾かざるを得ません。したがって、犯罪の合意という内心を処罰する共謀罪法案は、人の内心をも捜査の対象とすることにもなり、権力による内心の自由（憲法19条：思想良心の自由、憲法20条：信教の自由）への侵害を推し進めることに他なりません。

日本はかつて、個人の内心を取り締まる「治安維持法」によって、人々の思想良心の自由、信教の自由を侵害し、基本的人権を抑圧しました。キリスト教界においても「ホーリネス弾圧事件」によって134名もの教職者が検挙され、75名が起訴されました。その内7名が獄中ないし出獄後に死亡しています。犯罪の合意という個人の内心を処罰しようとする共謀罪法案は、かつての治安維持法と同じ危険性を秘めています。

政府は、「準備行為」を犯罪成立の条件にして歯止めをかけたと言いますが、その範囲は曖昧であり、捜査機関の判断によっては日常的行為が準備行為と見なされ、何の歯止めにもなりません。

### 2. 共謀罪法案は全体主義的な監視社会をもたらします。

277もの犯罪を合意の段階で処罰するためには、早期の段階から、捜査機関によって対象団体に関係すると見なされた人々の日常生活や、思想信条に関わる事柄も含めて個人のプライバシーまでもが監視と捜査の対象となります。そのため個人の電話やメール、SNSなどにも監視が広がって行くことは明らかです。こうした行為自体が個人の内心の自由や通信の秘密に対する侵害ですが、このことが社会にもたらす結果は、常に権力によって日常生活や思想信条までもが監視される全体主義的な監視社会の到来です。

実際 2016年の参議院選挙の時、大分県警別府署が野党候補を応援する労働組合などが入る施設の敷地内に入り込んで監視カメラを設置し、建物に出入りする人々を隠し撮りしていた事件などを見ると、このような違法捜査への危惧は決して大げさなことではないばかりか、共謀罪の導入によってむしろその危険が著しく増大します。

### 3. 共謀罪法案は集会・結社・表現の自由への侵害です。

政府は当初、法案の対象は「組織的犯罪集団」であって労働組合や市民団体は関係ないと説明してきました。しかし、そもそも「組織的犯罪集団」の定義や範囲は曖昧であり、国会審議の中で政府は、「正当に活動する団体が犯罪を行う団体に一変したと認められる場合は、処罰の対象になる」ことを認めました。結果的にあらゆる団体が潜在的組織的犯罪集団として監視対象になり得ます。また、「一変した」との判断も捜査機関に委ねられており、その結果、捜査機関の恣意的な判断によって組織的犯罪集団と見なされた場合においても、その団体は、共謀罪法案の対象となり、犯罪を実行していなくても処罰の対象となります。これは憲法 21 条の「集会・結社・表現の自由」の侵害に他なりません。

### 4. 共謀罪法案はテロ対策とも「国際組織犯罪防止条約」とも無関係です。

政府は「国際組織犯罪防止条約」の批准のためには、テロ対策を目的とした共謀罪法案が必要であると主張してきました。しかし、日本は既にテロ防止の国際条約を 13 本結んでおり、新たに共謀罪新設の必要はありません。また、そもそも国際犯罪防止条約はマフィアなどの国際犯罪組織を取り締まるためのものであり、テロ対策は目的ではありません。同条約の「立法ガイド」を作成した米国のニコス・パッサス教授も日本の新聞社の取材で明言しています（2017 年 5 月 5 日朝日新聞）。結局、政府の目的は、テロ対策に名前を借りた共謀罪法案の新設によって、政府に批判的な団体や市民の活動、言論を監視し、規制することにあると考えざるを得ません。

私たちは聖書に基づいて、神のみが良心の主であり、思想・良心の自由、信教の自由などの基本的人権は、神から与えられた侵すことのできない普遍的権利であると考えます。それ故、私たちは日本国憲法の基本的人権尊重の原則（11 条、97 条）、「思想及び良心の自由」（19 条）、「信教の自由」（20 条）、「集会・結社・表現の自由」（21 条）を侵害し、国家の全体主義化と監視社会をもたらす危険のある共謀罪法案に強く反対し、同法案の廃案を求めます。

私たちは、安倍首相はじめ、政府の閣僚が日本国憲法の憲法尊重擁護義務（憲法 99 条）と基本的人権尊重の原則を守り、平和の実現と公共の福祉の増進のため、委託された権能を正しく行使することができるよう執り成し祈ります。